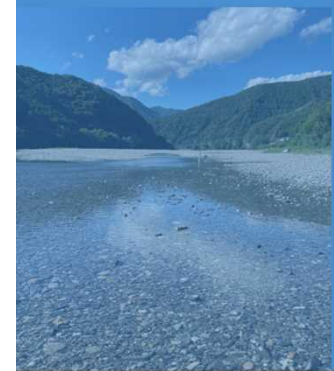


令和8年度
労働行政のあらまし

高知労働局





高知労働局 web サイト及びソーシャルメディア

高知労働局ホームページ



<https://jsite.mhlw.go.jp/kochi-roudoukyoku/home.html>

高知労働局公式YouTube



https://www.youtube.com/channel/UC4_BaBMJCGvTngtpciZrkkQ

高知労働局公式Instagram



https://instagram.com/kochi_hellowork/

高知労働局公式X (旧Twitter)



https://x.com/MHLW_Kochi



目次

最低賃金・賃金の引上げに向けた支援、非正規雇用労働者への支援

P1-2

雇用環境・均等

P3-5

- 1 非正規雇用労働者への支援
- 2 職場環境改善に向けた取組
- 3 女性活躍推進に向けた取組促進等
- 4 総合的なハラスメントの防止
- 5 仕事と育児・介護の両立支援、多様な働き方の実現に向けた環境整備、ワーク・ライフ・バランスの促進
- 6 個別労働紛争の解決制度の推進

労働基準

P6-9

- 1 労働者が安心して働くことのできる労働条件の確保
- 2 労働者が安全で健康に働くことができる環境の整備
- 3 最低賃金制度の適切な運営
- 4 労災保険給付の迅速・適正な処理

職業安定・人材開発

P10-17

- 1 成長分野等への労働移動の円滑化
- 2 人手不足対策
- 3 リ・スキリングによる能力向上支援
- 4 多様な人材の活躍促進と職場環境改善に向けた取組
- 5 地方公共団体と一体となった雇用対策の推進
- 6 労働力需給調整の状況

労働保険適用徴収

P18

労働保険適用徴収業務の取り組み

厚生労働大臣認定企業一覧

P19

高知労働局の組織

P20

関係機関・団体と連携し、取引環境の整備、企業の生産性向上による賃金の引上げや労働時間の短縮、非正規雇用労働者の正規化、人への投資などの「働き方改革」を推進する。

高知県最低賃金については、令和7年12月1日から71円引き上げられて1,023円となったところである。

最低賃金の引上げ及び賃金の引上げについては、最低賃金引上げへの対応を含め、中小企業・小規模事業者等が賃上げを行いやすい環境整備に向けた施策を推進する

<支援策>

1 『「賃上げ」支援助成金パッケージ』

(1) 生産性向上（設備・人への投資等）への支援

- ・業務改善助成金、働き方改革推進支援助成金、人材開発支援助成金、人材確保等支援助成金（雇用管理制度・雇用環境整備助成コース）

賃金の引上げには、生産性向上（設備・人への投資等）が不可欠であり、上記助成金について積極的に周知及び利用勧奨することにより、企業の賃金引上げを支援する。

業務改善助成金	令和7年度	令和6年度
申請件数	189件	211件

(2) 正規・非正規の格差是正への支援

- ・キャリアアップ助成金（正社員化コース・賃金規定等改定コース）

非正規雇用労働者を正社員転換し、従前よりも賃金を3%以上増加させた場合や、非正規雇用労働者の基本給を定める賃金規定を3%以上増額改定し、その規定を適用した場合に支援する。

(3) より高い処遇への労働移動等への支援

- ・早期再就職支援等助成金（雇入れ支援コース、中途採用拡大コース）

事業規模の縮小等に伴い離職を余儀なくされる労働者を、離職後3か月以内に、期間の定めのない労働者として雇い入れたうえで、雇入れ前の賃金と比して5%以上増加させた事業主を支援する。

2 取引環境の整備

「労務費の適切な価格転嫁のための価格交渉に関する指針」や「取引先との共存共栄を目指すパートナーシップ構築宣言の推進による円滑な価格転嫁を実現するための高知共同宣言」に基づき、取引環境の整備に取り組む。

3 働き方改革推進支援センター

中小企業事業主の多くが悩んでいる「何から取り組む？」等について、社会保険労務士などの専門家による相談、コンサルティングで支援する。

4 関係機関・団体との連携

- ・高知県働き方改革推進会議（高知県地方版政労使会議）による取組

国、県、労使団体の代表者が一同に会して、取引環境の整備、企業の生産性向上による賃金の引上げや労働時間の短縮、非正規雇用労働者の正規化、人への投資などの「働き方改革」を推進するための意見交換を行い、令和8年度の周知等の取組の方針が話し合われた。



高知県働き方改革推進会議（高知県地方版政労使会議）の開催（令和8年2月17日）

- ・金融機関との「包括連携協定」による取組

高知労働局では四国銀行及び高知銀行と緊密に連携して、高知県内の労働者の働き方改革・地域振興等を推進するために「働き方改革にかかる包括連携協定」を締結し、施策の周知を実施。

1 非正規雇用労働者への支援

(1) パートタイム・有期雇用労働法の履行確保及び企業への支援

雇用形態に関わらない公正な待遇の確保に向けて、監督署と連携し、報告徴収を実施し、是正指導の実効性を高めるとともに、基本給・賞与について見直しを促す働きかけをすることや、支援策の周知を行うことにより、企業の自主的な取組を促し、同一労働同一賃金の遵守徹底を図る。

また、「高知働き方改革推進支援センター」によるワンストップ相談窓口において、関係機関と連携を図りつつ、社会保険労務士等の専門家による、業界別同一労働同一賃金マニュアル等を活用した、窓口相談やコンサルティング、セミナーの実施等に加え、業種別団体等に対する支援を実施する等、きめ細かな支援を行う。

パートタイム・有期雇用労働法に基づく報告徴収	令和7年度	令和6年度
実施件数	163件	196件

(2) 無期転換ルールの円滑な運用

無期転換申込権が発生する契約更新時の労働基準法に基づく労働条件明示事項に、無期転換申込機会と無期転換後の労働条件を追加する省令改正等が令和6年4月に施行されたことをはじめとする、無期転換ルールの円滑な運用のための制度見直し等について周知・啓発を図る。



パゆうちゃん
(パートタイム・有期雇用労働法キャラクター)

2 職場環境改善に向けた取組

(1) 働き方改革の着実な定着

管内企業における働き方改革の取組を推進させるために、労働局、労働基準監督署、公共職業安定所が一体となって取り組む。

また、残業時間の削減、休日の確保、年次有給休暇を取得しやすい環境整備等の働き方を見直す取組を推進する。

さらに、「働き方・休み方改善コンサルタント」が、事業主の希望に応じて個別に事業所を訪問し、労働時間などの設定改善に向けたアドバイスや各種資料提供を実施する。

-働き方改革-
仕事と生活の調和(ワークライフバランス)を実現しませんか！～

働き方・休み方改善コンサルタントのご案内

残業時間の削減、休日の確保、年次有給休暇を取得しやすい環境整備等の働き方を改善する取組を「働き方・休み方改善」といいます。
このように働き方を改善することで、健康の確保や仕事と生活の調和(ワークライフバランス)の改善、女性や高齢者を含めた全体的な労働参加率の向上及び企業の生産性の向上が期待されます。

高知労働局では、「働き方・休み方改善コンサルタント」を配置し、事業主の皆様のご希望に応じて、個別に**事業所を訪問し**、労働時間などの設定改善に向けたアドバイスや各種資料提供を**無料**で行っています。

- ★社員の健康を考え、残業時間を減らしたい
- ★年次有給休暇の取得率を上げたい
- ★無期転換ルール、有期雇用特別措置法って何？
- ★その他、労働時間、休日等の柔軟な働き方のルールについて知りたい

専門的な知識、経験豊富な社会保険労務士が担当する

働き方・休み方改善コンサルタント にお寄せください！

【申し込み先・お問い合わせ先】お気軽にご相談ください！
雇用環境・均等室
〒780-0854 高知市南金田1-39 4階
☎ 088-885-6041

年次有給休暇を活用して高知県の魅力に触れよう!

年次有給休暇を取得して、家族と過ごしたり、地域の活動に参加したり、新しい働き方・休み方をはじめましょう。

働き方改革推進支援センター
〒780-0854 高知市南金田1-39 4階
☎ 088-885-6041

(2) フリーランスの就業環境の整備

フリーランス・事業者間取引適正化等法が令和6年11月1日に施行された。フリーランスが安心して働ける環境を整備するため、引き続きフリーランスガイドラインの周知を図るとともに、フリーランス・事業者間取引適正化等法の周知啓発及び履行確保を図る。

フリーランスのお悩みに答えます!

- 契約書を交付してもらえない
- 支払が滞っているが、会社側から情報・連絡が来ない
- 就業していた報酬より支払額が少ない
- やり直しを求められるが断れない
- 依頼の成果物を、変更してもらえない
- 就業していた報酬より支払額が少ない
- 依頼されたのに細かい指示を受けてるけど雇用じゃないの？

フリーランスとして安心して働ける環境を整備するためのガイドライン

概要版
内閣府 公正取引委員会
中小企業庁
厚生労働省

(3) 中小企業・小規模事業者に対する支援

「高知働き方改革推進支援センター」によるワンストップ相談窓口において、関係機関と連携を図りつつ、窓口相談やコンサルティング、セミナーの実施等に加え、業種別団体等に対する支援を実施する等、働き方改革に取り組む中小企業等に対して、きめ細かな支援を行う。

3 女性活躍推進に向けた取組促進等

令和8年4月1日より常時雇用する労働者が101人以上の事業主に新たに義務付けられた男女間賃金差異及び女性管理職比率の情報公表について、報告徴収等の実施により、着実に履行確保を図る。

特に男女間賃金差異は、募集・採用、配置・昇進・昇格、教育訓練等における男女差の結果として現れるものであることから、これらの男女差が性別を理由とした差別的取扱いに該当しないか等について確認し、男女雇用機会均等法の確実な履行を図る。

さらに、女性活躍推進法に基づく「一般事業主行動計画」の策定・届出義務のある常用労働者数101人以上の事業主に対し届出等の徹底を図り、様々な機会を捉えて、「えるぼし」、「プラチナえるぼし」及び令和8年4月1日より女性が健康で能力を發揮できる職場環境を進めるための認定制度「えるぼしプラス」「プラチナえるぼしプラス」の周知と取得勧奨を実施する。

【えるぼし認定企業】 27社

【プラチナえるぼし認定企業】2社（内数）
（令和8年3月現在）

女性活躍推進法に基づく報告徴収	令和7年度	令和6年度
実施件数	33件	41件



4 総合的なハラスメントの防止

(1) 職場におけるハラスメント等に関する雇用管理上の防止措置義務の履行確保

パワーハラスメント、セクシュアルハラスメント等職場におけるハラスメント防止措置を講じていない事業主に対し厳正な指導を実施すること等により引き続き法の履行確保を図る。

労働施策総合推進法による報告請求	令和7年度	令和6年度
実施件数	41件	42件

(2) 求職者等に対するハラスメント対策等の推進

令和8年10月1日から求職者等（就職活動中の学生やインターンシップ生等）に対するハラスメント防止措置が、事業主に対して、義務付けられるため、これらハラスメント防止指針の周知徹底を図る。

(3) カスタマーハラスメント対策等の推進

カスタマーハラスメントの防止措置についても、令和8年10月1日から事業主に対して義務化されることから、カスハラ防止指針の周知を図るとともに、県や労使団体等と連携して周知に取り組む。



<パワーハラスメント>

職務上の地位や人間関係などの職場内での優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与えられたり、職場環境を害させるもの

<セクシュアルハラスメント>

職場において行われる性的な言動により、労働条件につき不利益を受け、または職場環境を害させるもの

<妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント>

妊娠、出産、育児、介護の制度及び措置の利用について不利益を受け、または職場環境を害させるもの

<事業主が雇用管理上講ずべき措置>

- ① 事業主の方針の明確化及びその周知・啓発
- ② 相談（苦情を含む）に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備
- ③ 職場におけるハラスメントへの事後の迅速かつ適切な対応
- ④ 併せて講ずべき措置（プライバシー保護、不利益取扱いの禁止等）



5 仕事と育児・介護の両立支援、多様な働き方の実現に向けた環境整備、ワーク・ライフ・バランスの促進

(1) 育児・介護休業法の周知等

令和7年4月1日から、300人超企業を対象とした育児休業等取得状況の公表の義務化について、着実な履行確保を図るとともに、育児・介護休業法に基づく両立支援制度について労働者が円滑に利用できるよう周知・履行確保を図る。

あわせて、労働者の権利侵害を疑われる事案や育児休業の取得等を理由とする不利益取り扱いが疑われる事案を把握した場合には、事業主に対する積極的な報告徴収・是正指導等を行う。

また、男女とも仕事と育児を両立しやすい環境の整備に向けた企業の取組を支援するため、両立支援助成金の活用を推進し、男女とも仕事と育児が両立できる職場環境の整備を図る。

さらに、高知県の「共働き・共育て」推進のこうち共同宣言に基づき、共働き・共育ての生活スタイルをオール高知の県民運動として推進する。

(2) 次世代育成支援対策の推進

次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定等については、各企業の実態に即した計画の策定を支援するとともに、策定・届出義務のある常用労働者が101人以上の事業主に対し届出等の徹底を図る。

また、様々な機会を捉えて、「くるみん」、「プラチナくるみん」、「トライくるみん」及び「くるみんプラス」について、認定の取得促進を図る。

【くるみん認定企業】 32社
 【プラチナくるみん認定企業】 2社（内数）
 【プラチナくるみんプラス】 2社（内数）

（令和8年3月現在）

(3) 不妊治療と仕事の両立支援

不妊治療と仕事との両立支援に関する認定制度「くるみんプラス」の周知及び認定促進を図る。

不妊治療と仕事の両立については、社会の関心も高く、不妊治療を受けやすい職場環境の整備が求められていることから、不妊治療と仕事との両立がしやすい職場環境整備の推進のための周知啓発や相談支援を行う。

両立サポートハンドブック



6 個別労働紛争の解決制度の推進

(1) 総合労働相談の実施

県内5か所の総合労働相談コーナー（各監督署、労働局）において、労働問題に関するあらゆる分野の相談に対応する。

(2) 助言・指導及びあっせんの実施

相談者の意向や紛争の実情等を踏まえて、「労働局長による助言・指導」や「紛争調整委員会によるあっせん」を実施して適正かつ迅速に紛争の解決を促進する。

令和7年度状況（12月末現在）

総合労働相談件数

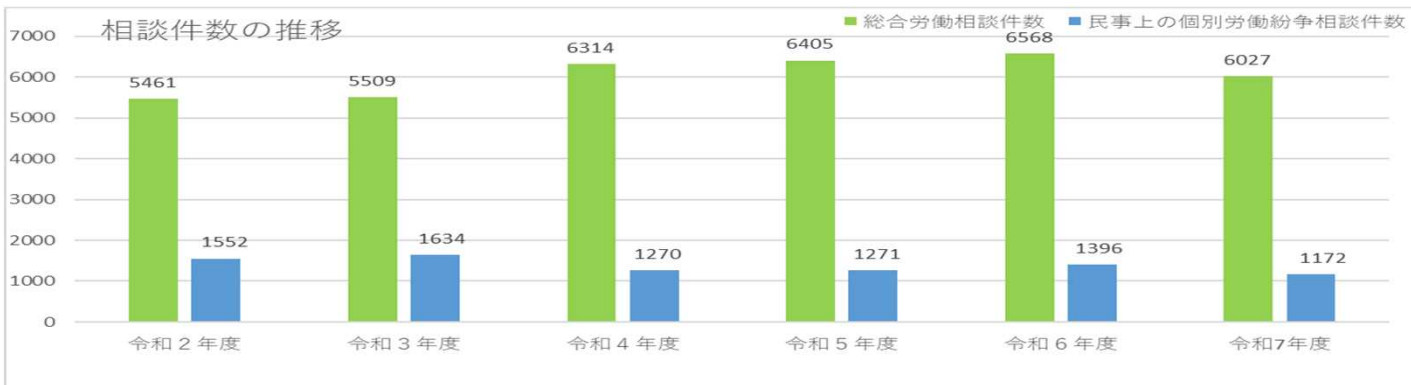
6,027件（前年度比 27.5%増）

うち、民事上の個別労働紛争相談件数

1,172件（同 12.5%増）

助言・指導申出件数 21件（同 22.2%減）

あっせん申請件数 11件（同 37.5%増）



1 労働者が安心して働くことのできる労働条件の確保

労働基準関係法令の履行確保のための指導とともに、労務管理体制に不安を抱える中小企業・小規模事業者等に対し、丁寧な相談・支援を行う。支援等においては、「労働時間相談・支援班」による説明会の開催や、時間外・休日労働協定届の作成方法の教示など、きめ細やかな対応を実施する。

(1) 長時間労働の抑制及び過重労働による健康障害の防止

「過労死等の防止のための対策に関する大綱」(令和6年8月2日閣議決定)等に基づき、長時間労働による健康障害防止のための監督指導、広報等について、以下により効果的に推進する。

① 長時間労働のおそれのある事業場への重点監督

各種情報から時間外・休日労働時間数が1か月当たり80時間を超えていると考えられる事業場や、長時間にわたる過重な労働による過労死等に係る労災請求が行われた事業場に対して、監督指導を実施する。また、過労死等を複数発生させた事業場に対しては、企業本社における全社的な再発防止対策の指導を実施する。「時間外労働の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」の周知徹底を行うとともに、過重労働による健康障害防止に向けた取組を行う。

	令和7年度	令和6年度
実施件数	19件	44件
違反率	73.7%	72.7%

< 1か月80時間超えのおそれのある事業場に対する監督指導実施状況 >

② 労使の主体的な取組の促進

使用者団体や労働組合に対し、長時間労働削減に向けた各種取組に関する周知・啓発等について、協力要請を行う。

③ ベストプラクティス企業との意見交換

高知労働局長が、長時間労働の削減や業務効率化等に積極的に取り組む県内企業のトップと意見交換を行い、取組事例の広報等を実施する。



高知労働局と(株)幸(介護事業を営む社会福祉施設)、高知県社会福祉協議会との意見交換の様子(令和7年度)

④ 過重労働解消のためのシンポジウム

過労死をゼロにし、健康で充実して働き続けることのできる社会を目指し、多くの事業主や関係者の参加によるシンポジウムを11月に開催する。



過労死等防止啓発月間チラシ シンポジウム案内チラシ

(2) 中小企業・小規模事業者等に対する支援

全ての監督署に編成している「労働時間相談・支援班」による中小規模の事業場への個別訪問(訪問支援)や説明会を開催し、労働基準法等の周知及び時間外・休日労働協定届の作成方法の説明などきめ細やかな支援を実施する。

(3) 建設事業、自動車運転の業務、医師等における労働時間短縮に向けた支援

支援班による取り組みとともに、働き方改革総合サイト「はたらきかたススム」等を通じて必要な周知を行う。

建設業については高知県建設業関係労働時間削減推進協議会や各種協議会等において、取組事例の共有や発注者への要請など、適正な工期設定に向けた取組を推進する。

トラック運転者については、改善基準告示に基づく指導とともに、荷主に対し長時間の荷待ちを発生させないこと等についての要請等を行う。

医師については、他の職種とのタスクシフト・タスクシェアの導入など、高知県医療勤務環境改善支援センターによるきめ細やかな相談対応、助言を引き続き行う。

さらに、支援班や高知県働き方改革推進支援センターにおいて、個別相談や説明会・セミナーの実施など、きめ細やかな支援を行うとともに、働き方改革推進支援助成金の活用を促進する。

(4) 労働条件の確保・改善対策

労働基準関係法令の遵守徹底を図るため、監督指導、説明会等の各種行政手法を通じ、基本的な労働条件の枠組みの確立をはじめとする法定労働条件の確保対策に取り組むとともに、最低賃金の履行確保及び賃金引き上げのための各種支援策・好事例等の周知を図る。

2 労働者が安全で健康に働くことができる環境の整備（1/2）

（1）高知労働局第14次労働災害防止計画の推進

○ 労働災害発生状況

令和7年の死亡災害は、前年から4人増加し5人となった。

令和7年の休業4日以上労働災害（以下「休業災害」という。）は、業務に起因する新型コロナウイルス感染症を除き、前年に比して増加した。

休業災害：948人 前年同期比58人増加（確定）

コロナ感染（外数）：27人

○ 高知労働局第14次労働災害防止計画

2023年度から2027年度までを取組期間とし、取組を進めるための事項をアウトプット指標として定め、①から⑨までの重点事項を中心とした取組を推進する。

（重点事項）

- ① 自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発
- ② 労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策
- ③ 高年齢労働者の労働災害防止対策
- ④ 業種別の労働災害防止対策
（建設業、製造業、林業、陸上貨物運送事業）
- ⑤ 労働者の健康確保対策
- ⑥ 化学物質等による健康障害防止対策
- ⑦ 交通労働災害防止対策
- ⑧ 外国人労働者に対する安全衛生対策
- ⑨ 個人事業者等に対する安全衛生対策

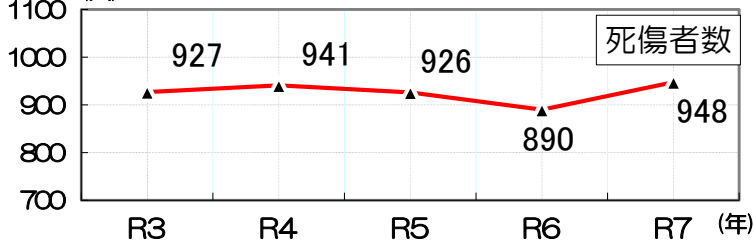
（2）改正労働安全衛生法等の円滑な施行

- 多様な人材が安全に、かつ安心して働き続けられる職場環境の整備を推進するため、個人事業者等に対する安全衛生対策の推進、メンタルヘルス対策の推進、化学物質による健康障害防止対策等の推進、高年齢労働者の労働災害防止の推進等のための労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律が順次施行されているため、円滑な施行に向けた周知・指導を実施する。
- 労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律等の一部を改正する法律により、職場における治療と就業の両立を促進するための措置を講じることが事業主の努力義務とされたところであり、周知とともに取組の更なる促進を図る。

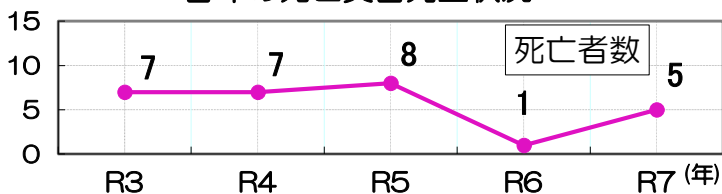
（3）「Safe Work KOCHI」労働災害防止の取組

- 建設業をはじめとする労働災害防止団体、業界団体、各事業場等に対し、「Safe Work KOCHI」をキャッチフレーズに、第14次労働災害防止計画の取組を周知し、自主的な労働災害防止の取組を要請する。
- 「STOP！熱中症クールワークキャンペーン」「全国安全週間(7月)及び全国労働衛生週間(10月)に係る準備説明会」、労働局長による建設工事現場等への「安全パトロール」等労働災害防止活動を実施する。また、YouTubeや業界紙を通じて情報発信を行い、事業場での自発的な安全衛生活動の取組を推進する。

各年の労働災害発生状況(新型コロナウイルス感染を除く)
(人)



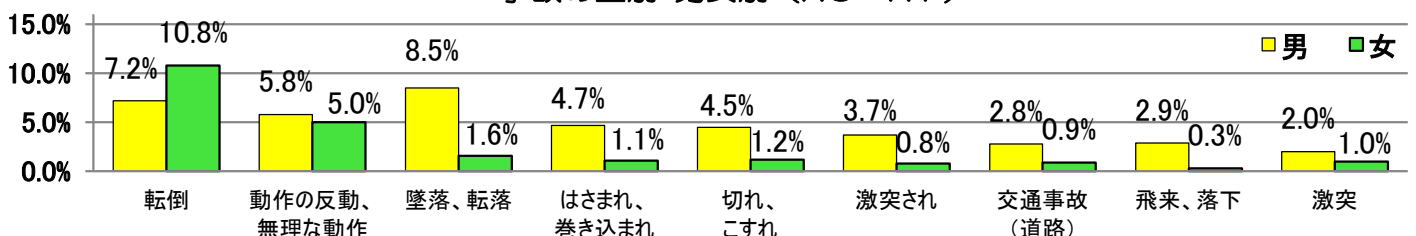
各年の死亡災害発生状況



局長安全パトロールの様子



事故の型別-男女別 (R3~R7)



2 労働者が安全で健康に働くことができる環境の整備（2/2）

(4) 事業場が自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発

自主的な安全衛生活動を推進する事業場が社会的に評価されるよう、「SAFEコンソーシアム」、「安全衛生優良企業公表制度」などに取り組む事業場を周知し、自社で安全衛生活動を推進する事業場を支援する。

(5) 労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進

介護施設や小売業を中心に加齢とともに増加傾向となる「転倒」、「動作の反動・無理な動作」など、労働者の作業行動に起因する労働災害を、設備等のハード面と労働者の体力づくり等のソフト面の両面からの取組を促進する。

(6) 高齢労働者の労働災害防止対策の推進

高齢労働者が安心して安全に働ける職場環境の実現に向け、個別指導や災害時監督を行った事業場や、全国安全週間・労働衛生週間をはじめとする各種イベント・説明会等において、新たに公表された「エイジフレンドリー指針」並びに補助金制度の周知・啓発を図る。

(7) 業種別の労働災害防止対策の推進

【建設業】墜落・転落災害防止のための設備対策、はしご等の安全な使用、リスクアセスメントの実施等について促進を図る。

【製造業】はさまれ・巻き込まれ災害のおそれのある機械等を使用する事業者に対し、リスクアセスメントの実施等について、周知・導入促進を図る。

【林業】「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」に基づく措置の徹底を図る。

【陸上貨物運送事業】「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」に基づく取組の徹底・促進を図る。

(8) 労働者の健康確保対策の推進

過重労働・メンタル不調などによる健康障害防止対策の実施、定期健康診断における有所見率の改善、50人未満の労働者を使用する事業場における産業保健活動の促進、「治療と就業の両立支援指針」の周知啓発、高知県地域両立支援推進チームにおける治療と仕事の両立支援制度の周知及び促進を図る。

(9) 化学物質等による健康障害防止対策の推進

・安全データシート等に基づくリスクアセスメント等の実施等化学物質の自律的管理、建築物等の解体・改修作業に関する有資格者による事前調査の実施等石綿ばく露防止対策について、対象事業場、事業主団体、災害防止団体等に対し、関係法令の周知、対策の徹底に向けた指導等を実施する。



化学物質管理強調月間（2月）のリーフレット

・熱中症予防対策として、「STOP！熱中症クールワークキャンペーン」及び改正労働安全衛生規則による熱中症対策の強化について周知を図る。

(10) 交通労働災害防止対策の推進

近年多発している交通事故による死亡災害を防止するため、全国安全週間、全国労働衛生週間をはじめ、あらゆる機会を通じ、交通労働災害防止の取組を推進する。

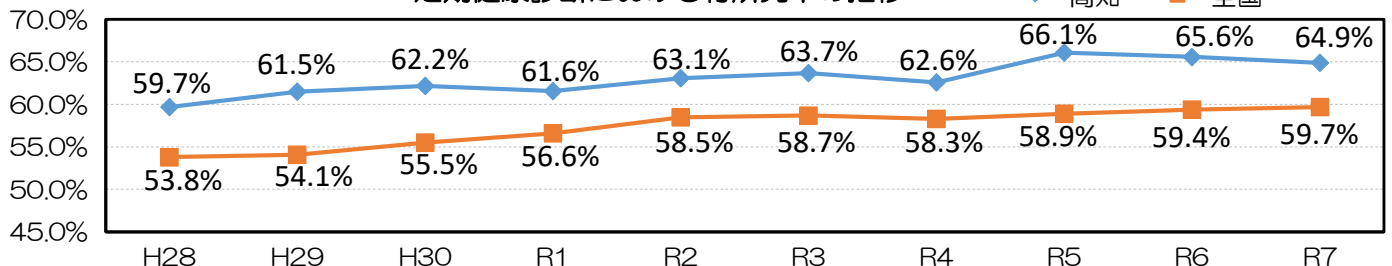
(11) 外国人労働者に対する安全衛生対策の推進

増加傾向にある外国人労働者を使用する事業場において、技能実習生をはじめとした外国人労働者が容易に理解できる母国語のテキスト等の使用による安全衛生教育を推進する。

(12) 個人事業者等に対する安全衛生対策の推進

労働者と同じ場所で働く個人事業者等が労働安全衛生法による保護の対象及び義務の主体として位置づけられ、元方事業者や注文者が講ずべき措置の対象へ個人事業者等を追加、労働者と同じ場所で就業する個人事業者等の業務上災害の報告制度の創設等、注文者等や個人事業者等自身が講ずべき各種措置が定められたため、周知及び取組の推進を図る。

定期健康診断における有所見率の推移



3 最低賃金制度の適切な運営

(1) 最低賃金・賃金引上げに向けた生産性向上等に取り組む企業への支援

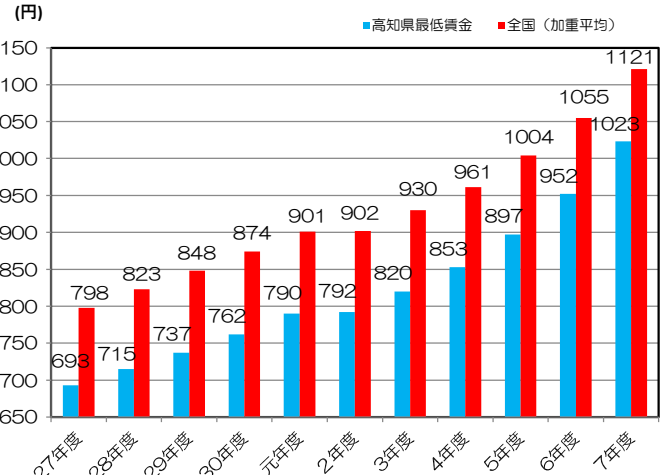
賃金引き上げに取り組む中小企業・小規模事業者に対して、生産性向上の支援となる業務改善助成金をはじめとした各種助成金の周知、利用勧奨を行うと共に、各省庁や関係団体が実施する各種支援施策についても、リーフレットの配布などにより一層の周知を行う。

(2) 最低賃金の周知及び履行確保

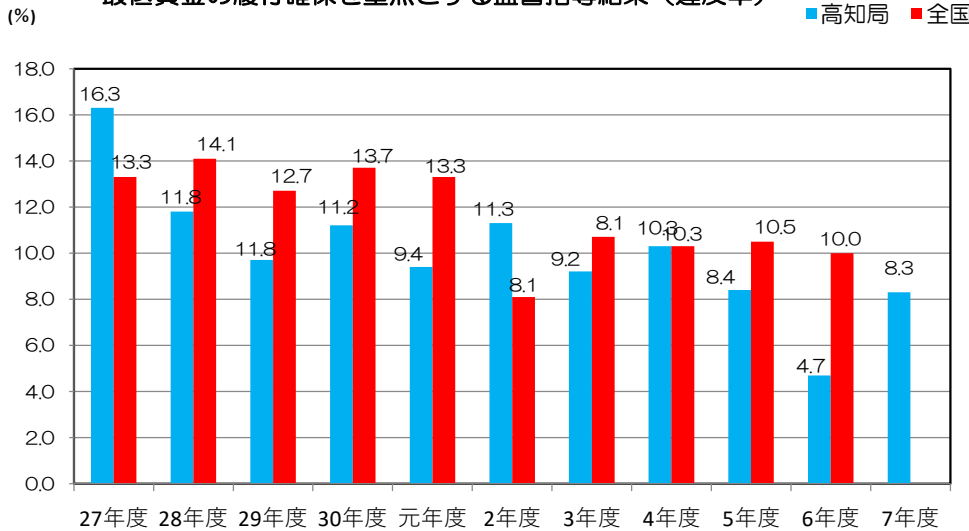
高知地方最低賃金審議会の円滑な運営を図る。最低賃金について、自治体や事業者団体への周知依頼及び説明会、監督指導等による最低賃金の履行確保を実施する。

時間額 1,023円 (71円引上げ)
(令和7年12月1日から)

地域別最低賃金の推移



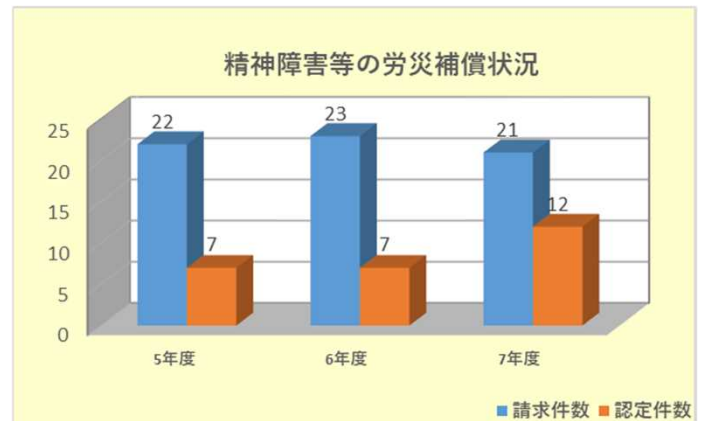
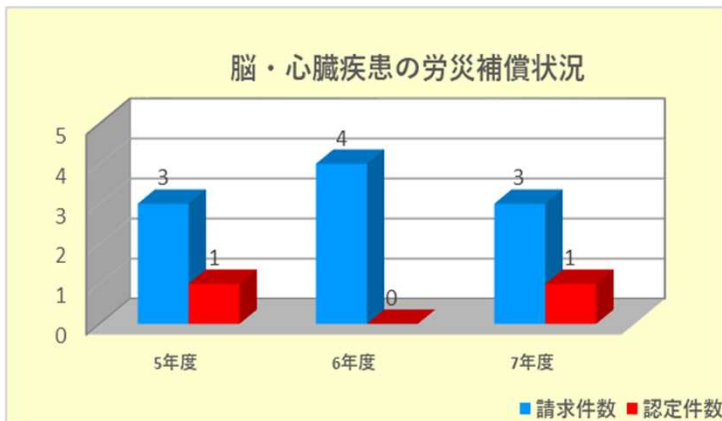
最低賃金の履行確保を重点とする監督指導結果 (違反率)



4 労災保険給付の迅速・適正な処理

(1) 認定基準に基づく迅速かつ適正な処理の徹底

脳・心臓疾患、精神障害などの過労死等事案について、認定基準に基づく迅速かつ適正な処理の徹底を図るため、監督署における調査の実施状況を労働局が把握した上で、的確な処理に向けた必要な指導を行う。



(2) 過労死等事案に係る関係部署との連携

精神障害等に係る労災支給決定が行われた事業場、新たに精神事案に係る労災請求事案を発生させた事業場でメンタルヘルス対策の取り組みが不十分であると考えられる事業場について、監督部署に情報提供を行う。また、パワーハラスメントによる支給決定事案については、雇用環境・均等室に情報提供を行う。

1 成長分野等への労働移動の円滑化

(1) ハローワークの職業紹介業務のオンライン・デジタル化の一層の推進、情報発信の強化

求人者・求職者マイページ開設と利用を促進するとともに、オンライン職業相談の活用等、ハローワーク利用者の利便性向上のためのオンラインサービスを推進する。

SNS（Instagram、X）・YouTube・HPを活用したハローワークサービスの周知広報を積極的に行い、ハローワークの利用を促進する。

(2) 求職者に対する就職支援の更なる強化

ハローワークの支援が必要な求職者への予約制・担当者制による職業相談のほか、職務経歴書等の添削・作成指導、面接対策など、きめ細かな支援を実施する。

求職者ニーズに応じて、ミドルシニア就職応援窓口、人材確保コーナー、生涯現役支援窓口などの専門窓口への的確な誘導により、専門相談員による個別支援を実施し、マッチング機能の強化を図る。

(3) 求人者支援の充実

求人者のフォローアップのため、事業所訪問等による情報収集、求人条件緩和や魅力ある求人票の作成支援等の助言など、求人充足に向けたサービスを実施する。

職業相談窓口と連携し、求人票に記載していない情報も活用することにより、適合する求職者への情報提供など能動的なマッチング支援を実施する。

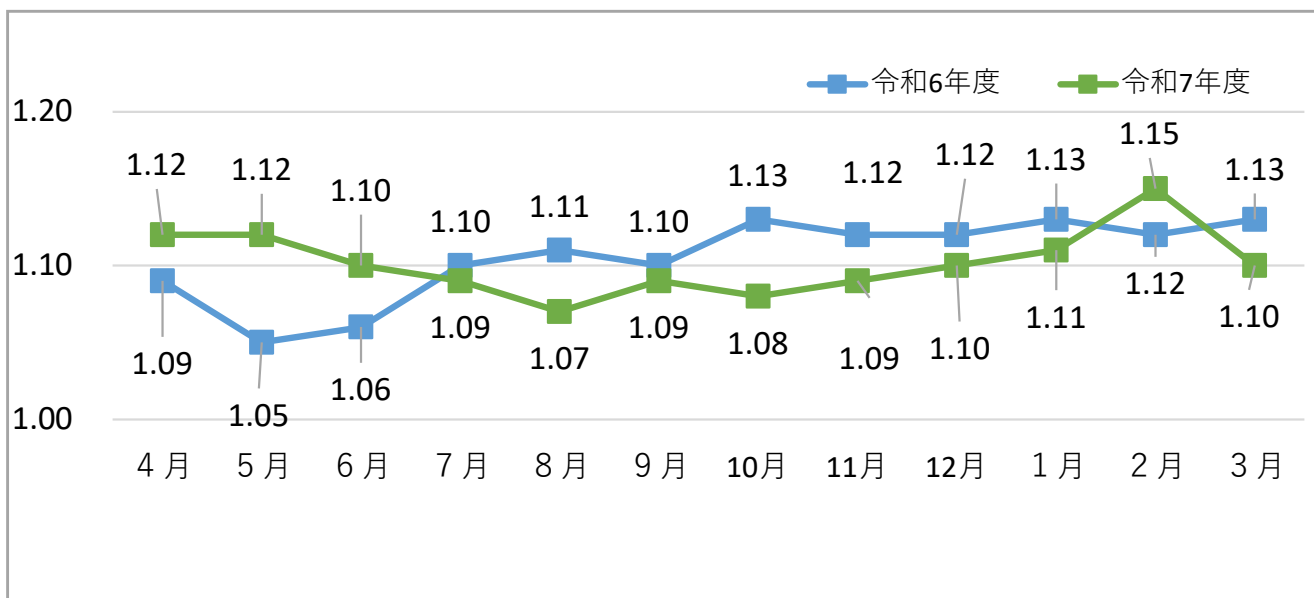
面接会等の各種イベントについても、積極的に開催する。

(4) 「労働市場情報の見える化」の促進

円滑な労働移動を実現するため、「job tag（職業情報提供サイト）」を活用した職業相談や、セミナー等によるjob tagの周知、「しょくばらば（職場情報総合サイト）」の利活用等の周知を積極的に行い、「労働市場情報の見える化」を進め、マッチング機能の強化を図る。

雇用保険受給者取扱状況	令和7年度	令和6年度	前年同期比
受給資格決定件数	8,327件	8,204件	1.5%
受給者実人員（月平均）	2,779人	2,630人	5.7%
就職件数	2,622件	2,801件	▲6.4%
再就職手当支給人員	2,325人	2,486人	▲6.5%

有効求人倍率の推移



令和7年度 ハローワーク総合評価	年度目標	実績値	進捗割合
就職件数	10,632 件以上	9,976 件	93.8 %
求人充足数	10,301 人以上	9,655 人	93.7 %
雇用保険受給者の早期再就職割合（1月末現在）	34.7%	31.6 %	—

2 人手不足対策

(1) 人材確保コーナー等における人材確保支援

医療、介護、保育、建設、運輸、警備等の雇用吸収力の高い分野については、各分野における求人者・求職者双方のニーズを踏まえたマッチング支援を行うとともに、積極的に求人充足に向けた条件緩和指導等、重点的な事業主支援サービスを展開する。

また、業界団体・地方公共団体等と連携したセミナーや施設見学会、面接会等を開催する。

高知県内で人材不足が深刻な業界（宿泊業等）については、上記6分野に限らず事業主支援サービスを実施する。

事業主等による雇用管理改善の取組に対する助成金の周知や、社会保険労務士等を活用した雇用管理改善のコンサルティング等を行うことで、職場定着等の促進、人材の確保を図る。

(2) 医療・福祉ささえる求人充足プロジェクト

①アウトリーチによる求人充足支援の強化

医療機関・介護施設・保育所への訪問により事業所情報を収集し、求人充足に向けた支援とフォローアップを行うことを、全ハローワークの最重点事項として取り組む。

②公的な無料職業紹介機関との連携強化

ハローワークは、ナースセンター・福祉人材センター等と連携した上で、看護師等及び介護関係職種の希望者等の情報を共有してきめ細かな就職支援を実施するとともに、事業主に対する求人充足支援に向けた支援を実施する。

③関係団体との連携強化

労働局は、地域の医療等3分野の関係団体を訪問し、ハローワークの取組への協力依頼、充足支援が必要な事業所情報の収集、悪質な雇用仲介事業者情報の把握等を行う。

令和7年度 ハローワーク 総合評価	目標数	実績値	進捗割合
人材不足分野の 就職件数	3,371件	3,243件	96.2%

3 リ・スキリングによる能力向上支援 (1/2)

(1) 労働者のキャリア形成やリ・スキリングの取組を促すための相談支援事業

在職時からの継続的な支援を行うキャリア形成/リ・スキリング推進事業等を実施し、高知市内に「キャリア形成/リ・スキリング支援センター」を、ハローワークに「キャリア形成/リ・スキリング支援コーナー」を設置し、キャリアコンサルタントによる相談支援を行う。

(2) 人材開発支援助成金による人材育成の推進

企業における人材育成を効果的かつ柔軟に支援するとともに、労働者の職業能力の向上や企業の生産性の向上に資するため、人材開発支援助成金「人への投資促進コース」及び「事業展開等リスキリング支援コース」の積極的な活用勧奨に取り組む。

【人材開発支援助成金計画届受付件数】

◇人への投資促進コース

- 成長分野等人材訓練 1件 (1人)
- 定額制訓練 15件 (488人)

◇事業展開等リスキリング支援コース

138件 (949人)

4 多様な人材の活躍促進と職場環境改善に向けた取組（1 / 3）

（1）障害者の就労促進

①企業に対する指導・支援

令和7年6月1日現在の障害者の雇用状況は、民間企業実雇用率2.60%、法定雇用率達成企業割合55.9%（前年度比0.2P増加）。

令和7年4月から除外率が10ポイント引き下げられ、今後、法定雇用率の引き上げ（令和8年7月から2.7%）が予定されている。

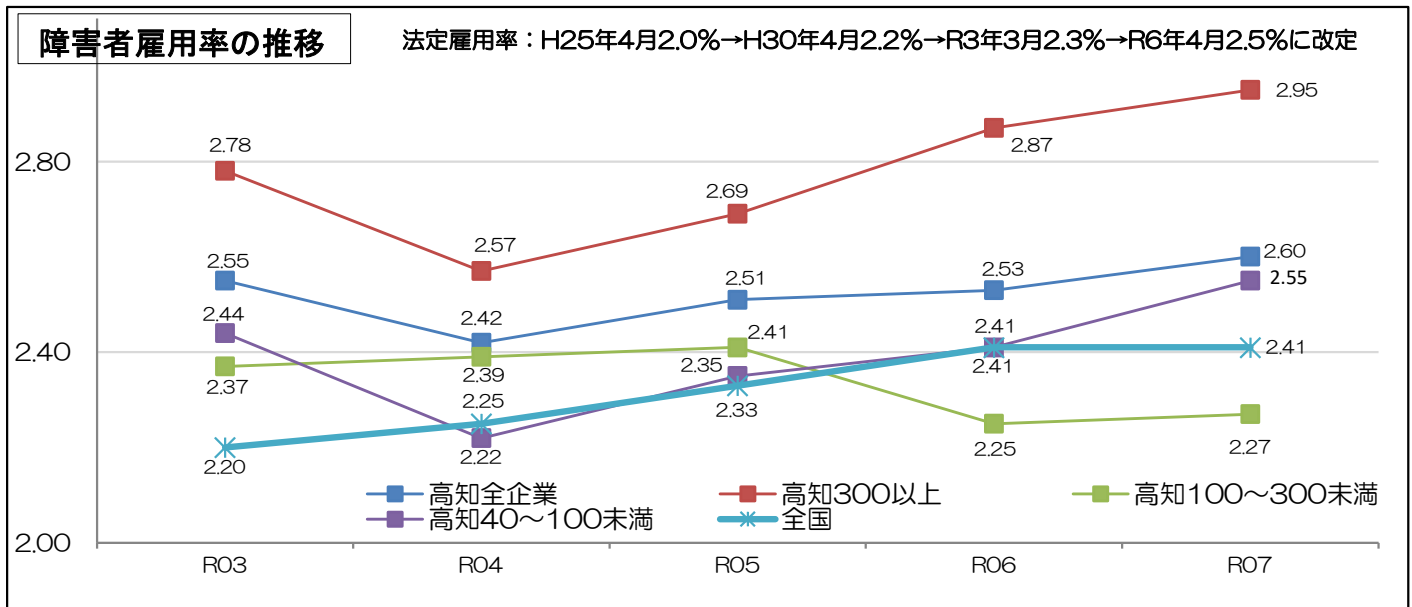
障害者雇用ゼロ企業や障害者雇用の経験やノウハウが不足している企業に対し、雇用に向けた準備段階から雇用後の職場定着までの一連の雇用支援を関係機関との連携体制により行う「企業向けチーム支援」を実施する。

②障害者に対する支援

多様な障害特性に対応した就労支援を推進する。個々の障害者の障害特性や就労ニーズに応じたきめ細かな職業相談・職業紹介、個別求人開拓など、ハローワークを中心とした「チーム支援」を実施する。

③公務部門における障害者の雇用促進

法定雇用率達成に向けた計画的な採用のため、啓発・助言・訪問指導等を行い障害者雇用に関する理解の促進を図る。



	チーム支援	
	対象者数	就職件数
令和7年度	622人	252件
前年度比	0.5%	2.4%

令和7年度 ハローワーク総合評価	目標数	実績値	進捗割合
障害者の就職件数	729件以上	757件	103.8%

（2）外国人に対する就職支援、企業での外国人労働者の適正な雇用管理の推進

①外国人求職者に対する就職支援の実施

外国人求職者の在留資格及び特性に応じ、適切かつきめ細かな職業相談等により就職を支援する。

②外国人労働者の適正な雇用管理に関する助言援助等の実施

労働施策総合推進法に基づく「外国人雇用状況届出制度」の履行徹底を図るとともに、外国人労働者雇用管理指針の啓発のため、事業主向けの雇用管理セミナーの実施や、事業所訪問を計画的・機動的に実施する。

また、外国人雇用啓発月間（6月）において、関係機関と連携の上、周知・啓発活動を集中的に実施する。

外国人に対する県内ハローワークの支援状況

	新規求職者数	就職件数	就職率
令和7年度	159人	32件	20.1%
前年度比	12.8%	18.5%	1.0p

※高知県内の外国人労働者数5,916人（令和7年10月末現在）

4 多様な人材の活躍促進と職場環境改善に向けた取組（2/3）

（3）高齢者の就労促進

①70歳までの就業機会確保等に向けた環境整備

70歳までの就業機会確保等に向けた環境整備を図るため、事業主と接触する機会を捉えて、65歳を超える定年の引上げや継続雇用制度の導入に向けた意識啓発・機運醸成を図るほか、働く意欲のある高齢者が経験や知見を活かし、年齢にかかわらず活躍できるよう、高齢者雇用施策の更なる周知・啓発を実施する。

※65歳までの雇用確保実施企業の割合 100%（前年比変動なし）

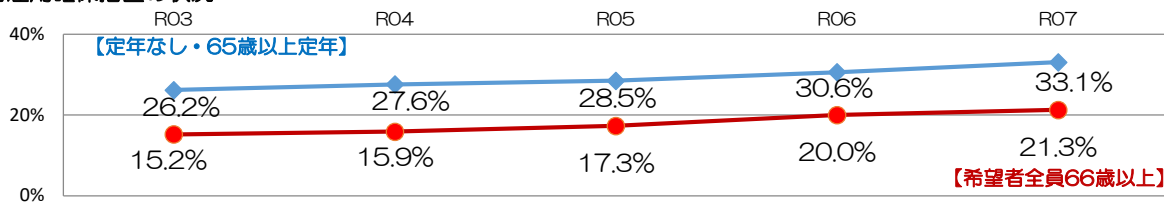
②高齢者の再就職支援

65歳以上の再就職支援に重点的に取り組むため、ハローワーク高知及びハローワーク四万十に設置する「生涯現役支援窓口」を中心として、高齢者の多様なニーズ等を踏まえた職業生活の再設計に係る支援や高齢者への総合的な就労支援を実施する。

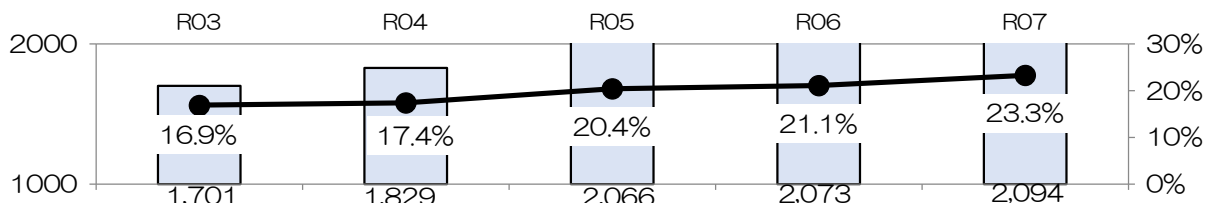
③高齢者が地域で働ける場や社会を支える活動ができる場の拡大

地域の実情に応じた就業機会を確保するため、シルバー人材センター連合会と連携した周知啓発を実施する。

高齢者雇用確保措置の状況



「60歳上の就職件数」及び「全年齢に占める60歳以上の割合」（常用）



令和7年度 ハローワーク総合評価	年度目標	実績値
生涯現役支援窓口での65歳以上の就職率	87.0%以上	111.0%

（4）新規学卒者、非正規労働者等への就職支援

①新規学卒者等への就職支援

・新規高等学校卒業予定者に対する就職支援

各ハローワークにおいて、管内の高等学校等と連携し、就職準備相談、模擬面接、事業所見学への同行等の就職支援を実施する。

高知県及び高知県教育委員会との連携による就職面談会を実施し、生徒に各種認定企業や県内企業の事業主との面接機会を提供し就職を促進する。

・新規大学等卒業予定者に対する就職支援

「高知新卒応援ハローワーク」において、就職活動に困難な課題を抱える新規学卒者等を重点的に支援するとともに、担当者制による個別支援を実施する。また、計画的に大学のキャリアセンター等を訪問し、職業意識啓発やセミナー等を実施する。

高知県・高知市との連携による企業説明会を実施し、学生等に各種認定企業や県内企業を知ってもらう場を提供し県内就職を促進する。

新規高等学校卒業予定者	① 卒業予定者数	② 求職者数	③ ②のうち就職決定者数	④ 求人数	⑤ 求人倍率(倍) (④/②)	⑥ 就職内定率 (③/②)
令和8年3月卒	5,411人	717人	703人	1,859人	2.59	98.0%
前年同期比	▲4.5%	▲3.9%	▲2.2%	▲4.4%	▲0.02P	1.6P

新規大学卒業予定者	① 卒業予定者数	② 求職者数	③ ②のうち就職決定者数	④ 求人件数	⑤ 就職内定率 (③/②)
令和8年3月卒	1,953人	1,541人	1,496人	64,033人	97.1%
前年同期比	7.1%	8.9%	10.2%	17.4%	1.1P

4 多様な人材の活躍促進と職場環境改善に向けた取組（3/3）

②ユースエール認定の促進

青少年の雇用の促進等に関する法律に基づくユースエール認定制度について、企業に対して認定の取得勧奨を積極的に行うとともに、新卒者を始めとする若者に対し、積極的な情報発信や重点的なマッチング等を実施。

※高知県内のユースエール認定企業
20企業（令和8年3月末現在）

③若年者に対する就職支援
（フリーター等への就職支援）

不安定就労期間の長期化や職業知識・経験等の不足により、就職活動に課題や不安を抱える若者に対し、各種セミナーの受講を促すとともに、就職支援ナビゲーターによる担当者制等の支援を行い、正社員就職の実現を図る。

【わかもの支援コーナー（ハローワークジョブセンターほんまち）の支援状況】

(34歳以下)	新規求職者	正社員 就職件数	就職率
令和7年度	288人	146件	62.2%
前年同期比	▲26.3%	▲17.0%	17.2p

令和7年度 ハローワーク総合評価	年度目標	実績値
就職支援ナビゲーターの担当者制による支援を受けた者の正社員就職率（フリーター等）	50.8%	51.7%

(5) 就職氷河期世代を含む中高年層へ向けた就労支援

【中高年世代活躍応援プロジェクトの実施】

就職氷河期世代を含む中高年世代に対しハローワーク高知に専門窓口を設置している「ミドルシニア就職応援窓口」において、生活設計から就職後の定着支援まで、専門担当者のチーム制による伴走型支援を実施する。

【主な対象】

概ね35歳以上60歳未満で不安定な就労状態にある者等

【主な支援メニュー】

- ・担当者制による個別支援
- ・応募書類対策、面接対策
- ・就職後の職場定着支援
- ・各種セミナー、面接会等の実施等

令和7年度 ハローワーク総合評価	年度目標	実績値	進捗割合
就職氷河期世代を含む中高年層の正社員就職件数	845件以上	939件	111.1%

(6) マザーズハローワーク等による子育て中の女性等に対する就職支援

①母子家庭の母等の雇用対策の推進

各自治体のひとり親を支援する担当部署や生活保護・児童扶養手当の担当部署等と連携し、各ハローワークにおいて就職支援を実施する。

県内ハローワークにおける母子家庭の母等ひとり親等の支援状況

	新規求職者数	就職件数	就職率
令和7年度	1,220人	498件	40.8%
前年同期比	▲8.6%	▲2.7%	+2.4P

マザーズコーナーの個別担当者制による支援状況【令和7年度】

対象者目標数	対象者実績	進捗率	就職目標数	就職実績	進捗率
350人 (前年同期比)	350人 (1.1%)	100% (+14.2P)	340件	340件 (12.2%)	100% (+13.9P)

②女性のライフステージに対応した活躍支援

ハローワーク高知にマザーズコーナーを設置し、個別担当者制によるきめ細かな職業相談を行う中で、個々の求職者の置かれている状況に応じた就職実現プランを策定し、早期就職を目指した就職支援を実施するとともに、仕事と家庭の両立ができる求人確保等を推進する。



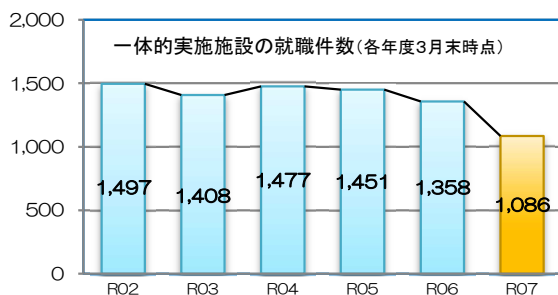
令和7年度ハローワーク総合評価	目標値	実績値	前年同月比
マザーズハローワーク事業における担当者制による就職支援を受けた重点支援対象者の就職率	96.9%	96.9%	+0.7P

5 地方公共団体と一体となった雇用対策の推進（1/2）

地方公共団体（高知県等）との雇用対策協定やハローワークと基礎自治体との連携を通じ、それぞれの強みを発揮して、一体となった雇用対策を進めることで、地域住民サービスの更なる強化に取り組んでいる。

（1）地方公共団体との雇用対策協定や一体的実施事業の展開

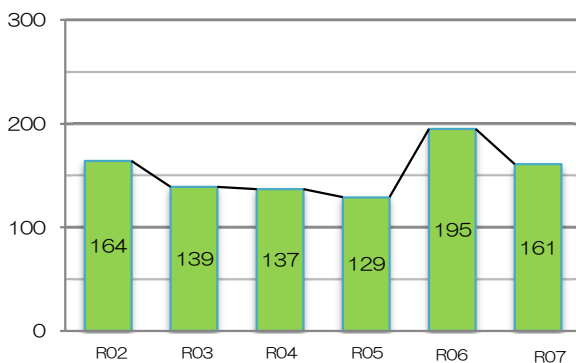
自治体の庁舎等に常設窓口を設置し、完全予約制・担当者制で国の職員が対応、生活保護受給者等、若年者等に対して、自治体の雇用支援事業や福祉から就労までの一体的支援等を展開する。



【一般求職者対応型（高知県）】

- ・ジョブセンターほんまち
開庁延長（月・木）10：00～19：00
土曜開庁（第2・4）10：00～17：00
- ・若者相談コーナー（ジョブカフェ併設）
平日 10：00～18：00

【生活保護受給者等対応型（高知市）】



令和7年度 ハローワーク総合評価	目標	実績値
生保事業の支援を受けて就職した者の就職率	69.6%以上	77.4%

（2）地方公共団体と連携したハローワークにおける生活困窮者等に対する就労支援

ハローワーク(6所)と自治体(市町村)

地域のニーズ・特性に応じ、国の労働政策の活用や地域の雇用就業施策との連携を図る。

就職面接会等の共同開催

（地域の業界団体等とも連携）

就職面接会（若年者、高齢者、障害者）
福祉・保育のツアー型面接会
求職者向けセミナー
基礎自治体窓口への出張相談
基礎自治体からの事業所情報に基づく、求人開拓の実施
障害者の職業生活を含めた就職支援（チーム支援）

求人情報オンライン提供

自治体の求めに応じ、ハローワークの求人情報を提供する。

〔高知県・高知市・南国市・土佐市・香南市・香美市
津野町・四万十町・県立技術学校（高知・中村）〕

生活保護受給者等就労自立促進事業

生活保護受給者を含む生活困窮者等の就労支援の充実・強化を図るため、基礎自治体と連携を図りながら、担当制による個別支援や定期的な巡回相談などを実施する。

（3）高知県内の雇用対策協定の締結状況

『高知県雇用対策協定運営協議会』

・高知労働局＝高知県（H26.7）

『高知市雇用対策協定運営協議会』

・高知労働局＝高知市（R3.11）

『四万十市雇用対策協定運営協議会』

・高知労働局＝四万十市（R4.10）

（4）U・I・Jターン就職の促進

県内へのU・Iターンを支援するため、必要に応じ地方公共団体やU・Iターン就職希望者に県内求人情報や労働市場、高知県U・Iターン就職相談会等の情報提供を行う。

5 地方公共団体と一体となった雇用対策の推進（2/2）

（5）地域の雇用開発促進

地域雇用開発助成金は、下記の地域等において、事業所の設置・整備に伴い地域の求職者等を雇い入れた事業主に対して支援を行っている。

①令和7年9月1日付けで地域雇用開発促進法第5条第5項の規定に基く「高知県中部地域雇用開発計画」の同意（同意雇用開発促進地域）

中部地域

・指定期間

令和7年9月1日～令和10年8月31日（3年間）

・指定地域

ハローワークいの（土佐市、いの町、日高村）

ハローワーク須崎（須崎市、仁淀川町、中土佐町、佐川町、越知町、梶原町、津野町、四万十町）

西部地域

・指定期間

令和6年10月1日～令和9年9月30日（3年間）

・指定地域

ハローワーク四万十（宿毛市、土佐清水市、四万十市、大月町、黒潮町、三原村）

②雇用保険法施行規則第112条第2項 第1号イ(2)に基づく指定（過疎等雇用改善地域）

・指定期間：令和8年4月1日から令和9年3月31日

・指定地域：室戸市、安芸市、須崎市、宿毛市、土佐清水市、四万十市（旧幡多郡西土佐村の区域）、東洋町、奈半利町、田野町、安田町、北川村、馬路村、いの町、仁淀川町、中土佐町、越知町、梶原町、津野町、四万十町、大月町、三原村、黒潮町

③地域活性化雇用創造プロジェクト参加事業主に対する特例

・令和8年4月から令和11年3月

④地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）寄附事業主に対する特例

・指定期間 令和6年8月19日から令和10年3月31日

地域雇用開発助成金計画届受理・支給決定状況

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
計画届受理件数	2件	0件	0件	1件
計画完了後初回支給決定件数	5件	1件	0件	0件
対象労働者数	17人	5人	0人	0人

6 労働力需給調整の状況

1 労働者派遣事業

管内の派遣事業所は102所であり、うち5所は特定地域づくり事業協同組合労働者派遣事業である。特定地域づくり事業協同組合制度は、人口急減に直面しており、人材確保に特に支援が必要な地域として知事が判断すると、市町村や国の財政支援が受けられることから、上記、5所の他11地域ほどが設立認可を検討している。認定されると、労働者派遣事業の届出も必要となることから、今後、派遣事業所数の増加が見込まれる。

2 職業紹介事業

管内の有料職業紹介事業所は52所、無料職業紹介事業所は14所、特別の法人無料職業紹介事業所24所、特定地方公共団体無料職業紹介事業所37所であり、労働者派遣事業と兼業している事業所が23所ある。

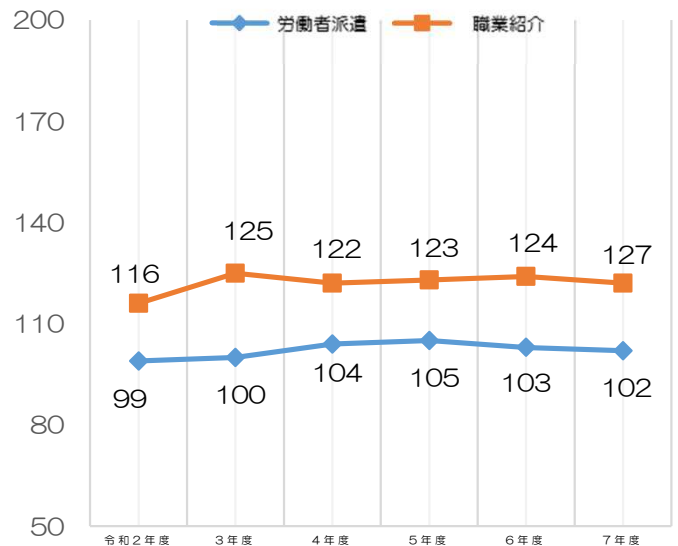
3 募集情報等提供事業

職業安定法の改正により令和4年10月1日から、募集情報等提供事業者のうち労働者になろうとする者に関する情報を収集して募集情報等提供を行う事業者については、特定募集情報等提供事業の届出をする必要がある。管内で届出のあった事業所は、6所である。

4 同一労働同一賃金の順守の徹底

監督署による定期監督において、同一労働同一賃金に関する確認を行い、派遣労働者の待遇等の状況について監督署から提供された情報に基づき、指導監督を行う。

民間人材ビジネスの動向および指導監督の実施状況 事業所数の推移（高知局管内）



個別指導監督（令和7年度実績）

	実施事業所数		是正指導率
	計画	実績	
労働者派遣事業	117所	97所	78.4%
職業紹介事業	13所	37所	78.4%

労働保険適用徴収業務の取り組み

1 電子申請の利用促進

様々な機会を通じ、電子申請の周知・指導の推進
電子申請体験コーナーを設置し、積極的に活用する。また、年度更新手続きにおいて、前回紙媒体で申告した事業場等に対して周知を行うなど効果的な利用勧奨に努める。

2 労働保険の未手続事業一掃対策の推進

令和7年度から「新高知労働局労働保険適用促進5か年計画」に基づき推進

①未手続事業の把握、加入促進

厚生労働本省、労働局・監督署・安定所、関係行政機関等と連携した未手続事業一掃対策を実施する。また、度重なる指導にもかかわらず成立手続を行わない事業主には、職権成立の措置を講じる。

②労働保険制度の周知広報

未手続事業の解消に当たり、広く労働保険制度を周知し、自主成立を促す。

3 労働保険料等の適正徴収

適正な申告納付の周知及び実行ある滞納整理の実施

労働保険年度更新の円滑な運営や口座振替納付の利用勧奨、滞納事業場に対する納付督促・滞納処分、効果的な労働保険料算定基礎調査の実施等により、適正徴収に努める。

未納保険料について、効果的かつ効果的な滞納整理を実施する。

主要手続きにおける電子申請件数（R8年3月末）

	手続件数	うち電子申請件数	電子申請利用率
5年度	16,405件	2,564件	15.6%
6年度	16,205件	3,086件	19.0%
7年度	16,239件	3,786件	23.3%
8年度	目標：前年度件数以上		

未手続事業一掃対策の推進状況（R8年3月末）

	成立目標件数 (年間)	成立件数	進捗率
5年度	312件	407件	130.5%
6年度	312件	320件	102.6%
7年度	332件	292件	88.0%
8年度	成立目標件数：332件以上		

労働保険事務組合への委託状況（R6年度末）

適用事業場数 21,546事業場 事務組合数 94組合	
個別事業場 13,327(61.9%)	委託事業場 8,219(38.1%)

労働保険料徴収決定及び収納状況（R8年2月末）

	徴収決定額	収納済み額	収納率	全国平均
5年度	143億23百万円	142億2百万円	99.15%	99.09%
6年度	144億88百万円	143億30百万円	98.91%	99.06%
7年度2月末	141億18百万円	138億72百万円	98.26%	98.39%
8年度	目標：収納率前年度以上			

厚生労働大臣認定企業一覧

(令和8年3月31日現在)

えるぼし認定 (女性の活躍促進のための取組が優良な企業)

プラチナえるぼし(えるぼし認定を受けた企業のうち、一般事業主行動計画の目標達成や女性の活躍推進に関する取組が特に優良である企業)



(学) 平成学園 (株) 高知銀行

えるぼし (3つ星：実績にかかる基準のうち5つの項目を全て満たしている)



(株) あさの	(株) Yell Pharmacy	(株) 西日本セイムス	(株) 幸	(株) SHIFT PLUS
高知空港ビル (株)	ワールドビジネスシスコム (株)	(株) ダイセイ	(株) 地研	(株) 土佐御苑
(株) フクヤ建設	和建設 (株)	(株) メディコ	(株) 小谷設計	(医) グリーンハウス

えるぼし (2つ星：実績にかかる基準のうち3つ又は4つの項目を満たしている)



(株) 四国銀行	高知信用金庫	高陽開発 (株)	中勝建設 (株)	(株) 轟組
ミタニ建設工業 (株)	(株) GLC GLOBAL JAPAN	大旺新洋 (株)	(株) テラムラ	(株) エースワン

くるみん認定 (仕事と子育ての両立支援に取り組んでいる企業)

プラチナくるみんプラス (プラチナくるみん認定企業のうち、不妊治療と仕事を両立しやすい職場環境の整備に取り組む企業)



(株) 四国銀行 (学) 平成学園

プラチナくるみん (くるみん認定またはトライくるみん認定を受けた企業のうち、より高い水準の取り組みを行った企業)



(株) 高知銀行 (株) インターナカツ

くるみん



(特医) 仁生会	(株) ウィル	(株) 高南メディカル	(医) 仁栄会	(株) 山崎技研
(株) サンシャインチェーン本部	新進建設 (株)	国立大学法人高知大学	(医) 旦龍会	土佐清水食品 (株)
(社) 尽心会	(社) CIJ福祉会	(医) 尚志会	(医) 恕泉会	(医) 治久会
(有) まつだ寝具店	福原建設 (株)	井上石灰工業 (株)	幡多信用金庫	明星産商 (株)
(株) 西日本セイムス	(株) キタムラ	(株) カメラのキタムラ	福留開発 (株)	(株) 太陽
高知県公立大学法人	土佐ガス (株)	(株) 第一コンサルタンツ		

ユースエール認定 (若者の採用・育成に積極的で、若者の雇用管理の状況などが優良な中小企業)



(株) ミロク製作所	タイム技研高知(株)	高大建設(株)	金星製紙(株)	(株) 技研施工
湯浅建設(株)	フソー化成(株)	植田興業(株)	明治建設(有)	ワールドビジネスシスコム (株)
(株) 須崎青果	(株) カネエイ	(株) 土居建設	福留開発(株)	久保建設(株)
(株) 三谷組	山下電機(株)	山本建設(株)	(株) 田邊建設	(株) 新創

もにす認定 (障害者雇用に関する取組が優良な中小企業)



エフピコダックス(株) タイム技研高知(株) (株)SHIFT PLUS フソー化成 (株)

高知労働局の組織

高知労働局

〒781-9548 高知市南金田1番39号

総務部

総務課 ☎ 088 (885) 6021

労働保険徴収室 ☎ 088 (885) 6026

雇用環境・均等室 ☎ 088 (885) 6041

労働基準部

監督課 ☎ 088 (885) 6022

健康安全課 ☎ 088 (885) 6023

賃金室 ☎ 088 (885) 6024

労災補償課 ☎ 088 (885) 6025

労災補償課分室 ☎ 088 (880) 1181

職業安定部

職業安定課 ☎ 088 (885) 6051

職業対策課 ☎ 088 (885) 6052

訓練課 ☎ 088 (888) 6600

需給調整事業室 ☎ 088 (885) 6051

助成金センター ☎ 088 (878) 5328 (ハローワーク高知内)

労働基準監督署

高知労働基準監督署 ☎ 088(885)6031

須崎労働基準監督署 ☎ 0889(42)1866

四万十労働基準監督署 ☎ 0880(35)3148

安芸労働基準監督署 ☎ 0887(35)2128

公共職業安定所（ハローワーク）

ハローワーク高知 ☎ 088(878)5320

ハローワーク香美 ☎ 0887(53)4171

ハローワーク須崎 ☎ 0889(42)2566

ハローワーク四万十 ☎ 0880(34)1155

ハローワーク安芸 ☎ 0887(34)2111

ハローワークいの ☎ 088(893)1225

高知公共職業安定所（ハローワーク高知）の附属施設

ハローワークジョブセンターほんまち

職業紹介コーナー ☎ 088(826)8870

わかもの支援コーナー ☎ 088(826)8870

高知家女性しごと応援室相談コーナー（高知県）

高知新卒応援ハローワーク（ハローワーク高知 学卒コーナー） ☎ 088(878)5342

若者相談コーナー（ジョブカフェこうち 3階） ☎ 088(802)2076

高知労働局・労働基準監督署・公共職業安定所[ハローワーク]の案内図



※色分けされているのは労働基準監督署の管轄です。
赤の境界線内が公共職業安定所（ハローワーク）の管轄です。

総合労働相談窓口

「総合労働相談コーナー」

- 高知労働局総合労働相談コーナー（高知労働局雇用環境・均等室内）
- 高知総合労働相談コーナー（高知労働基準監督署内）
- 須崎総合労働相談コーナー（須崎労働基準監督署内）
- 四万十総合労働相談コーナー（四万十労働基準監督署内）
- 安芸総合労働相談コーナー（安芸労働基準監督署内）

- ☎ 088(885)6027
- ☎ 088(885)6010
- ☎ 0889(42)1866
- ☎ 0880(35)3148
- ☎ 0887(35)2128